

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成25年12月2日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成25年12月2日(月)午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、1番藤田尚美君。

[1番藤田尚美君登壇]

○1番(藤田尚美君) 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、胃がん検診でのピロリ菌審査の実績と今後の取り組みについてお伺いいたします。

牛久市におきまして、今年度、25年度より胃がん個別検診リスク検査が導入され、スタートしました。リスク検査とは、胃がん発生のリスクが高いかどうか、胃の粘膜の健康度を見る検査です。日本では部位別のがん発症率は、胃は第1位で年間5万人もが亡くなっている状況であります。

浅香正博がん予防内科学講座特任教授らの研究によると、これまで胃がん発症は生活習慣や食塩の摂取が影響していると考えられていましたが、研究により胃がんの原因の95%はピロリ菌であり、感染症であるとわかりました。ピロリ菌に感染すると数週間から数カ月で100%の人が慢性胃炎になります。ピロリ菌によって起こる胃炎は急性感染症ではなく慢性感染症であります。短期間に症状が悪化するのではなく、時間をかけてゆっくり進行していくのが特徴であります。自覚症状がないのが放置しているうちに、次第に胃の状態が悪化します。ピロリ菌感染後に慢性胃炎から萎縮性胃炎に進行する確率は日本人では85%にも上ります。つまり大半の人が慢性胃炎から萎縮性胃炎に移行してしまうのです。

文部科学省の研究班の年齢別データの結果によると、10代39%、20代59%、30代85%で、それ以降の年代は横ばいになっております。つまり、30代以降の年代では極めて

高いのであります。胃がんの発生の多くが60代であることを考えると、萎縮性胃炎を発症後30年ぐらいかかって胃がんが発症している可能性が高いです。

そこで、若い世代はピロリ菌に感染してから日が浅いため慢性胃炎の程度がさほど重くはありません。萎縮性胃炎もほとんど見られません。したがって、ピロリ菌除菌が最も効果を発揮するのです。若い世代のピロリ菌感染者にくまなく除菌治療を施しておけば将来胃がんなど胃疾患の大半を予防できると考えられております。

そこで、全国初で中学生2年生・3年生を対象にピロリ菌検査を開始された市があります。岡山県真庭市では全国初、市内の中学2年生・3年生を対象に胃がんなどを招くとされるピロリ菌の無料検査を開始しました。市では、2011年度から40歳以上へのピロリ菌検査の費用を助成しており、成人と同様の除菌治療薬を服用できる中学生の検査を無料化することで胃がんの早期予防につなげたいと考えたそうです。

昨年、市がピロリ菌のテーマにした公開講座を開いたところ、市民から若年層を対象とした無料検査を求める声があり、市の今年度予算に事業費として約58万円を計上した経緯があります。

無料検査の対象は、全校生徒が900人おりますが、約400人を対象にしております。ピロリ菌の抗体の有無を調べる尿検査を行い、感染が疑われた場合に尿素呼気試験を実施し、最終的な菌の有無を確定、そこで陽性反応が出れば医師と除菌治療について話し合うという流れであります。尿検査以外は有料であります。市の補助により尿素呼気試験は1回500円、除菌治療薬は1,000円と通常より低い自己負担で済みます。除菌治療以降は年度内であれば市の補助を受けられるという。主に幼児期に感染するピロリ菌を早期発見をし、除菌し、発病リスクを低減するねらいであり、感染者の除菌治療への補助制度も創設されたそうです。

そこでお伺いします。牛久市として25年度よりスタートしましたリスク検査の実績と8月23日に行われました健康講座、胃がん検診とリスク検査について、参加された方々のお声や要望、受診率向上のため、今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目に、児童虐待防止の取り組みについてであります。

厚生労働省は7月、全国207カ所の児童相談所が2012年度に把握した児童虐待件数が前年度比6,888件増の6万6,807件だったことを発表しました。1990年度の調査開始以来22年連続で過去最高の件数となっております。これは児童虐待防止法施行前に比べて増加の理由としては、児童虐待への意識が向上し、より多くの相談が寄せられるようになったことが一因として挙げられています。しかし、一方で虐待そのものがふえている可能性も指摘されております。

虐待する親への措置は、これまで親権を無期限に剥奪する親権喪失しかありませんでしたが、

民法改正で12年度から維持的な親権停止が可能となっております。12年度中に児童相談所長が行った家庭裁判所への親権停止の審判申し立ては全国17自治体で27事例がありました。2000年に児童虐待防止法が成立し、同法により法律上初めて虐待の定義ができました。

1つ、殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶるなど身体的虐待、2つ、家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にするなどネグレクト、3つ、言葉による脅し・無視・子供の目の前でDVを行うなど心理的虐待、4つ、子供への性的行為・性的行為を見せるなど性的虐待とあります。ことし上半期に虐待を受けたとして全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の被害児童数は、昨年上半期に比べ2,790人ふえ、1万61人となったことを発表されました。このうち、身体的虐待は2,891人、ネグレクトは1,444人、心理的虐待は5,670人で過去最多となり、性的虐待は56人でした。心理的虐待では、児童の目の前で配偶者や親族らに暴力を振るう面前ドメスティック・バイオレンスの被害児童数が3,804人になって目立っております。

虐待の背景には、親の孤立や経済問題、産後鬱、望まない妊娠など、さまざまな要因が考えられることから、妊娠・出産・育児に至るまで、きめ細かな支援体制が必要と考えます。

そこでお伺いいたします。牛久市での児童虐待対応件数の推移はどうなっていますでしょうか。過去3年間の件数をお示しください。また、児童虐待の4つの定義である身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の件数は割合をお示しください。

悲惨な児童虐待の報道がふえると同時に近隣住民からの児童虐待に関する通告はどのように変化しているのか、ここ3年間の通告件数をお示しください。社会情勢が複雑化する中での子育ては、ひとりぼっちの中で悩みを抱え、不安を抱えての毎日を送っている親子はふえていくと思います。牛久市として、ひとりぼっちの親をつくらないためにどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

次に、ペアレント・メンターによる親支援についてであります。

発達障害児を早期療育に結びつけるためには、保護者において子供の障害を受け入れることが重要と考えられますが、保護者にとっては我が子に障害があると認めるまでには大きな苦悩があると聞きます。友人から発達障害に対する理解がなかったために我が子の障害を受け入れることができなかったことや、このつらさを共有できる人が身近にいないということが一番苦しかった、やっぱりこういう悩みは経験していないとわからないと思うよと聞かされ、私自身胸が痛くなりました。このような保護者の苦悩を少しでも和らげ、保護者が子供の障害を受け入れやすい環境をつくるのが大切だと思います。

そこで発達障害の子供を持つ保護者を支援するペアレント・メンターの役割が非常に重要だと考えます。ペアレント・メンターとは、よき相談相手、先輩保護者という意味があります。

発達障害や自閉症の子供を持つ親が同じ経験を通り抜けてきた先輩として後輩の親の心理的支援を行います。子供の診断がわかっても受け入れることは難しいことです。診断直後は我が子のことを理解したいという思いと、そうでなければいいのにと感情のはざままで苦しむことがあります。発達障害がある子供たちの親はさまざまな不安にさいなまれ、誰かに相談しようとしても発達障害に関する理解の深い人が周りにいるとは限りません。ペアレント・メンターのような人がいれば不安解消に大いに役立ちます。

この制度は、日本自閉症協会が先行し、平成22年度からは厚生労働省が予算を確保し、メンターを養成する事業を始めました。あくまでも専門家ではなく保護者であるということで、みずからの経験を話すことによって相談された方は安心すると思います。先進的に取り組んでいる鳥取県の担当の方は、個々に支援は違い、広範囲にわたることからウルトラマンが1人いるよりもゴレンジャーが必要で、そのゴレンジャーの5人のうち1人、ペアレント・メンターになればいいと思われているそうです。

牛久市には、こども発達支援センターのぞみ園があります。サービス内容を見ると相談窓口がありますが、その中でこのペアレント・メンターを導入して親への支援を手厚くしていただきたいと望みますが、牛久市の御見解をお伺いいたします。

以上で、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 藤田議員の胃がん検診でのピロリ菌検査の実績と今後の取り組みについてについてお答えいたしたいと思えます。

今年度4月から、医療機関で行う胃がん検診で胃がんリスク検査の補助を開始いたしました。医療機関胃がん検診は、4月から9月末日までに14カ所の協力医療機関で418名が受診しており、60代以上が82.8%を占めています。その中で胃がんリスク検査の実施数は106名で、胃がん検診受診者の25.4%となっております。リスク検査実施者106名の結果は、健康な胃の粘膜のA判定が66名で62.3%を占めており、ピロリ菌陽性判定がBとCを合わせて38名で35.8%になります。陽性判定者については、ピロリ菌除菌の有効性などについて情報提供を行っています。

次に、胃がん検診の啓発普及のため、8月23日に胃がん検診とリスク検査の健康講座を開催いたしました。当日の参加者アンケートでは、ピロリ菌と胃がんの関係が理解できた、リスク検査の必要性と検診の大切さを十分に認識したと80%の方が回答しています。

ピロリ菌の除菌についても申し上げますと、今年の2月に除菌の保険適用の条件が大幅に見直しされたため、除菌する人がふえている現状であります。

実際の除菌の方法は、抗生剤などの3種類の薬を1週間続けて内服し、その後検査により除菌成功の確認をいたします。約80から90%の方が除菌に成功すると言われております。ピロリ菌と胃がんの発生については、現段階では確実な医学的な根拠は得られておりません。一部の自治体において中学生を対象にしたピロリ菌検査研究事業を実施しているところがありますが、今後、市では最新情報を把握しつつ、日本消化器学会の見解や医学的根拠を勘案しながら胃がん予防対策を構築してまいります。

特に、40から50代については統計的に胃がん発症の割合が高くなる年齢層であるため、胃がん検診受診者数の増加に努め、予防対策が効果的なリスク検査を含めた検診体制や啓発の充実に努めてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、児童虐待防止の取り組みについての御質問にお答えいたします。

全国の児童虐待件数は、平成24年度において6万6,807件に上り、毎年増加している状況でございます。牛久市における児童虐待件数は、実人数で平成22年度は46名、23年度は73名、24年度は53名と今年度も昨年と同様に推移しております。

虐待の種別件数は、種類別件数は、平成24年度においては、親の養育力の乏しさが目立ち、ネグレクトが最も多く33件で62%、身体的虐待と心理的虐待がそれぞれ10件で19%となっております。

近隣住民からの通報件数につきましては、平成23年度は44件、24年度は6件、今年度は10月現在で19件の通告を受理いたしております。通告は、子供を大切に育てたいという視点から保育園や幼稚園、学校、民生委員、児童委員など地域の多くの関係機関からも牛久市要保護児童対策協議会の仕組みの中で児童福祉課のほうに寄せられます。

通告を受理いたしました児童福祉課は、家庭訪問等によりまして子供の安全を確認いたします。現在、子供を取り巻く環境は複雑多様で、親自身が複雑な環境で育っていたり、育児を一人で頑張り過ぎていたりするケースが多く、虐待してしまう親にこそさまざまな支援が必要となっております。児童虐待の予防と対応には地域全体で親の養育力を高めていく必要がございます。

今後とも保育園や子育て広場などの子育て支援サービスを一層充実させ、保健・福祉・教育の各機関が連携を図るとともに地域においても積極的に子育て中の家族とコミュニケーションを図っていただきたく、地域の民生委員、児童委員の方々のバックアップをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 私のほうからは、ペアレント・メンターによる親支援についてお答えいたします。

ペアレント・メンターとは、自閉症など発達障害のある子供を育ててきた経験のある親が同じような発達障害の子供を育てている親の相談役となることをいいます。発達障害のある子供を育てている親にとって、毎日の子育ては不安や戸惑いが多々あることと思いますが、そのようなとき、ペアレント・メンターの支援は心強いものと思われれます。

牛久市では、毎月第2金曜日に「障がい者なんでも相談」を市役所で開設しておりますが、その相談員には知識と経験豊富な障がい者の家族や当事者を任命しており、ペアレント・メンター的な相談窓口となっております。また、相談員による療育指導や家族に対する相談支援などを行っている「牛久市こども発達支援センターのぞみ園」では、乳幼児期にのぞみ園を利用していた親との交流会を年5回程度行うなど、現在利用している親の不安の軽減につながる機会を設けているところです。

なお、牛久市こども発達支援センターのぞみ園の利用状況を申し上げますと、今年度上半期の利用実数は79名、延べ利用者数1,694名で228件の相談をお受けしています。今後も対象児童の療育指導、発達支援にとどまることなく、引き続き家族支援等にも努めてまいります。また、厚生労働省ではペアレント・メンターの養成を今後の発達障害支援推進策の一つとして位置づけていることから、今後の国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） 次に、11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 改めてまして、おはようございます。会派市民クラブの杉森弘之でございます。私は、3つの質問をいたします。通告順に従っていたしますので、よろしくお願いいたします。

第1問目は、原発事故子ども・被災者支援法に関してあります。

周知のとおり、2011年の福島第一原発事故後、東電や国の事故対策は全く後手に回っております。そして、同時に被災者に対する東電や国の支援も全く不十分で、まさに民を棄てる「棄民政策」とも言える状況が続いているのであります。しかも支援法、市民会議が指摘するように被曝の影響を心配し、政府が定めた避難区域外からも自主的に避難する市民が後を絶たず、残る者、避難する者との間で対立も生まれ、コミュニティーが分断される事態も起きております。

そんな中、被災者支援を行ってきた市民団体や弁護士が中心となり、国会議員と協力して2012年6月に生まれたのが、正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじ

めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、大変長い名前ですが、いわゆる支援法でございます。

支援法は、第1条で目的として、「この法律は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難にかかわる指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準じる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子供に特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする」と規定しているのであります。

しかし、支援法は理念や枠組みのみが規定されている、いわゆるプログラム法と言われるものであり、支援対象地域の範囲や支援の具体的計画などを含む基本方針を政府が定めなければ、この法律を運用することができません。基本方針を策定するに当たっては、国は被災者の声を聞くための公聴会を開くことが義務づけられていますが、復興庁はヒアリングの場を一度も設けないうまま、本年3月、一方的に的外れな被災者支援施策パッケージを発表しました。

そして、6月に起きたのが復興庁元幹部によるツイッター暴言問題であります。基本方針の取りまとめに当たっていた水野靖久元参事官が市民団体が主催した集会での被災住民の声に対し、「左翼のくそどもから、ひたすら罵声を浴びせられる集会に出席」とツイートし、復興庁が謝罪する事態に発展したのであります。そのほか、水野氏のツイート問題によって復興庁を初めとする関係省庁は支援対象範囲の線引きを参議院選挙まで先送りすることで合意していたことが発覚し、安倍政権が基本方針の策定を棚上げしてきたことも暴露されました。

そのような中、8月21日、1年以上も支援法に基づく基本方針を定めないことは違法であると原発事故被災者19人が国を提訴した直後の8月30日に復興庁は突然全くでたらめな基本方針（案）を発表したのであります。

この基本方針（案）の最大の問題点は、被曝線量を基準にせず、一方的に支援対象地域を福島県33市町村に限定したことであります。福島県には59市町村がありますから、福島県内でさえ一部に限定していることとなります。しかし、2011年3月11日の福島第一原発事故以降の1年間の被曝線量が1ミリシーベルト以上と推定される地域は福島県だけではなく、また、33市町村だけでもありません。放射線障害防止法は一般人の被曝限度を年間1ミリシ

ーベルトと明確に規定しており、少なくとも年間1ミリシーベルトの被曝が想定される地域は、当然支援対象地域に指定されねばなりません。

放射性物質汚染対処特措法に基づいて年間1ミリシーベルトに相当するとされる時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、地域内の自己由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として汚染状況重点調査地域に指定されました。この汚染状況重点調査地域には、岩手県の市町村で3、宮城県で1、福島県で40、茨城県で20、栃木県で8、群馬県で12、埼玉県で9、千葉県で9と8県の計102の市町村が指定されているのであります。茨城県の20市町村というのは福島県の40市町村に次ぐものであり、茨城県がいかに深刻な被曝県であるかをも示すものであります。

そして、牛久市もその中に入っており、全域が指定されているのであります。そのため、牛久市を含む茨城県市長会、茨城県町村会は本年9月に意見書を提出し、本県内市町村、特に汚染状況重点調査地域を支援対象地域に含めることを要求していると聞いております。

そこで、改めて支援対象地域を福島県内33市町村に限定している問題について、牛久市の見解をお聞きいたします。

次に、基本方針（案）の問題点は、年間1ミリシーベルトではなく20ミリシーベルトが危険限度であるような印象を与える記述がなされていることであります。

基本方針（案）第2項の支援対象地域に関する事項で、「原発事故発生後、年間積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら20ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた地域においては、居住者等に特に強い健康不安が生じたといえ、地域の社会的経済的一体性等も踏まえ、当該地域では支援施策を網羅的に行うべきものと考えられる」と規定しているのであります。これは政府が基幹政策で避難区域の再編を進め、年間20ミリシーベルト以下を避難指示解除区域、20ミリシーベルトから50ミリシーベルトを居住制限区域、50ミリシーベルト以上を帰還困難区域とした動きと軌を一にしたものであります。これらは全く容認できない数値と言わなければなりません。

牛久市は、復興庁に対して提出した意見の中で年間1ミリシーベルト以下の環境を目標として除染に取り組んでいるとしていますが、改めて線量基準を放棄している問題と年間1ミリシーベルトの基準を守ることについて、牛久市の見解をお聞きいたします。

実は年間1ミリシーベルトを1時間当たりに換算して0.23マイクロシーベルトとすることにも問題が指摘されています。国は住民の1日の生活パターンを屋外に8時間、屋内に16時間と想定し、家の中は壁などが放射線を遮るとして屋外の4割しか線量がないことを前提にしているのですが、この想定で計算しても年間1ミリシーベルトは単純に割っていくと毎時0.23マイクロシーベルトにはならず、0.19マイクロシーベルトとなります。

しかも、東京新聞によれば屋内を屋外の4割とすることの非現実性が指摘されております。福島県の3市町村で実測したところ、庭先や玄関先の線量と居間や寝室などの線量は、ほとんど変わらないケースが大半で、窓越しに水田や裏山がある部屋では玄関先よりむしろ線量が高いというケースまで散見されたと報じているのであります。

そして、基本方針のもう一つの問題点は、具体的施策がほとんどないということでありませう。支援法市民会議によると全施策120のうち87の施策がことし3月15日に公表された被災者支援パッケージとほとんど同じで、既存の施策の寄せ集めになっているといえます。特に要望が強い新規避難者向けの住宅支援や避難のための移動の支援は含まれていないなど、居住継続と避難のいずれの選択も支援するという支援法の理念に反していると言わざるを得ません。

支援法は、第2条基本理念で、「被災者生活支援等施策は被災者一人一人が第8条第1項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と規定していますが、基本方針（案）は明らかにこの理念に反したものであります。

そこで質問いたしますが、被災者が居住、避難、帰還の選択することを保証することについて、牛久市はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

さらに、子供と被災者の健康調査に関して基本方針（案）は、相当時期おくれとなった外部被曝線量調査やホールボディカウンターによる内部被曝測定、子供の甲状腺検査に限定しようとしています。このことは、その有効性に大きな疑問を生じさせるものであります。そして、そのことはこれまで茨城県内で発生した核関連事故後の対応と比較しても異常さが際立ちます。1999年、東海村で起きたJCOの臨界事故では亡くなられた2人以外に他のJCO社員や救急隊員、施設周辺の住民にも広く被曝が及び、茨城県は事故により被曝した線量が1ミリシーベルトを超える住民や事故時の避難要請区域内の住民を対象に年に1回の無料検診事業を現在まで行ってきました。しかし、福島事故後の県民健康調査では福島県内の小児甲状腺疾患のみを対象とすることが最初から既成事実とされています。放射線の健康影響が発がんや血管障害など成人にも多い疾患であることを考えれば、広い年齢層も含む検診が望ましいのは当然であります。牛久市においても公費による小児甲状腺検診を実施するとともにJCO事故後の検診事業に準じて成人病健診なども含め放射線の健康影響調査を強化すべきと考えます。

そこでお聞きいたしますが、市民の健康被害の未然防止や医療の保障、子供・妊婦さんへの配慮について、どのように考えているのでありましょうか。

そして、以上の点を踏まえて、牛久市が9月にパブリックコメントに続いて、失礼しまし

た。牛久市が提出した意見に続いて、今後どのようにお考えになっているのか見解をお聞きいたします。

また、牛久市在住の避難者の数と状況について、把握できる範囲で説明をお願いいたします。さらに、子供の放射線被曝に対する健康検査、放射線測定の影響賠償請求について、現在の状況を伺います。

次に、2番目の質問として牛久駅東口再整備に関してお聞きいたします。この問題については、さきの9月定例会で同僚議員からも取り上げられており、市長の答弁も含めてそれらを踏まえた質問をさせていただきます。

牛久駅東口再整備に関する市長の説明としては、目的は2つあるようにお聞きいたしました。第1に、牛久駅前広場を安全で使いやすいものに変質するということであり、変身するということでもあります。第2に、牛久市を県南の生活圏の中核都市としてまちづくりを進めていくため、牛久駅を牛久市の顔として再整備し、シャトーカミヤ中央センターとセットにしてワインとスローシティの牛久市のPRや地域情報発信の場としていく、にぎわいの場としていくなどがあつたと理解しています。

私は、これらを全て全面否定するつもりはありません。問題は、費用対効果の問題です。総額5億3,500万円もの血税を投入し、牛久市の負担だけでも1億6,400万円にも上る費用が果たして適当であるのかどうかということでもあります。言うまでもなく、国の補助を得ることは否定されるべきものではありませんが、国の補助で市の負担が軽ければ何をやってもいいということにはなりません。

そこで、まず第1に牛久駅前広場を安全で使いやすいものに変身することについて質問いたします。

私も、段差の解消など一定の改良整備は必要であると考えますが、5億3,500万もの工事が必要とは思えないのであります。牛久駅の乗降客数の減少については、既に別の同僚議員から指摘のあつたことですが、10年前、5年前の駅乗降客数と昨年の比較についてお知らせいただきたい。そして、再整備後の乗降客数の見込みについても御説明をお願いいたします。

第2に、牛久市の顔としてにぎわいの場としていくことについてですが、確かに牛久市が東京への通勤客のベッドタウンとして発展してきたことは間違いありませんが、それは牛久市が東京から50キロメートル圏内にあり、常磐線が通っていたからであり、駅前がにぎやかであつたからではありません。他方で、モーターレーゼーションが進む中で駅前で繁栄したダイエーが衰退し、郊外型のイオンが隆盛を極めているように牛久駅前でも西友が撤退し、イズミヤも撤退の話が絶えず、牛久市内で店舗の進出が続いているのは、ひたち野うしく地区、しかもそれは駅前ではなく土浦稲敷線など幹線道路沿いであり、5億3,500万円もの血税を投

入するのですから、当然費用対効果の視点からも考えられていると思いますが、再整備後牛久駅東口への集客数とその増加率について、どのように見込んでいるのでありましょう。

そして、もっとストレートに言えば5億3,500万円もの巨費を投じてどれほどの売り上げ、あるいは市の問題からいえば税収増につながると考えているのでありましょう。私には工事計画の説明から思い浮かぶことは佐貫駅東口の様子であります。確かに整備され、それなりにきれいになってはいます。しかし、にぎわいというものからはほど遠く、龍ヶ崎市の顔として若い人を集めるあるいは集客力を強めたとは思えません。2020年東京オリンピックの競技場問題では費用が大き過ぎること、自然環境になじまないことなどから規模の縮小が提案され、議論が進められています。牛久駅東口再整備に関しても規模の縮小、コンパクト化が検討されてしかるべきと考えますが、市の所見を伺います。

最後の質問でございます。牛久市の顧問弁護士に関してです。

8万人ほどの規模の市で4人もの顧問弁護士を抱えているのは異例なことです。3倍以上の水戸市、2倍以上のつくば市、土浦市などでも2名程度と聞いております。なぜそんなに多くの顧問弁護士を抱える必要があるのか。これも費用対効果の視点から質問いたします。

まず、牛久市の顧問弁護士の人数の10年間の推移と県内の他市との比較について御説明ください。次に、顧問弁護士が委員をしている委員会について御説明をお願いいたします。続いて、法律相談窓口の開設状況と顧問弁護士の関与の状況についてお聞きいたします。さらに、各顧問弁護士の3年間の年間報酬の推移とその内訳について御説明ください。最後に、各顧問弁護士の3年間の年間相談回数と裁判依頼数の推移についてお聞きいたします。そのほか、顧問弁護士の仕事内容について具体的なお話があればお聞かせいただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） それでは、御質問1番の原発事故子ども・被災者支援法に関してについてお答えをいたします。

被災者支援対象地域を福島県内33市町村に限定している問題ですが、当市を含めた茨城県内の市町村は支援法に規定する放射線による健康への影響調査や医療の提供など14項目の施策が適用される支援対象地域の指定からは除外をされております。個別の支援ごとに支援対象とする準支援対象地域の指定が別途行われることとなっておりますが、支援対象地域と準支援対象地域を区別する一定の基準値も示されていないことから、今後の国の動向を注視してまいります。

次に、線量基準を放棄している問題と年間1ミリシーベルトの基準を守ることにについてですが、国は支援対象地域の指定にあたり、原発事故発生後、年間積算線量が20ミリシーベル

トに達するおそれのある地域と連続しながら20ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた地域としております。準支援対象地域は、支援対象地域より広範囲な地域を支援対象地域に準ずる地域として定めるとしてしております。しかしながら、相当な線量については、数値を明らかにせず不明確なままであることから、指定基準は明確にすべきであると考えております。

当市の場合は、年間被曝線量が1ミリシーベルト以上であるために放射性物質汚染対処特措法の重点汚染状況調査地域の指定を受け、市民の不安払拭のため食品検査を初めホールボディカウンター検査や甲状腺検査などの施策を行っていることから、子ども・被災者支援法の対象とされるのが当然であると考えております。

次に、居住、避難、帰還の選択の保障について及び健康被害への未然防止や医療の保障、子供・妊婦さんへの配慮についてですが、当市は避難が必要な地域ではありませんが、子供や胎児への配慮など子ども・被災者支援法第2条に規定する被災者生活支援施策の基本理念に基づき、国の施策として方針を明確に示し、行われるべきであるものと考えております。

なお、子ども・被災者支援法における基本方針の策定に当たって、牛久市としては、去る9月の18日に復興庁のパブリックコメントに対し、重点汚染状況調査地域における健康調査の実施、及び医療の提供についての支援と国費による給食放射能測定の拡充を求める意見書を提出いたしました。

牛久市在住の避難者の数と状況についてですが、当市には福島県から31世帯・62人、岩手県から1世帯・2名の方が避難しており、うち未成年者は4世帯・6人が借家や親類宅などで生活をしております。

子供の放射線被曝に対する健康調査・放射線測定の損害賠償についてですが、当市の平成23年度及び平成24年度分の放射能対策経費の合計額約2億8,590万円のうち、国及び東京電力から約2億140万円の支払いを受けており、東京電力への賠償金請求残額は約8,450万円となっております。

賠償金の内訳といたしましては、健康調査に係るものとして平成24年度に実施したホールボディカウンター検査に要した費用約2,670万円のうち、国の復興特別交付金により補填された約1,930万円を差し引いた約740万円と放射能対策に従事した平成24年度までの常勤職員分の人件費約7,660万円の賠償請求をしております。放射線測定機器購入費約430万円につきましては、平成23年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金により全額補填をされているところでございます。

今後も放射線対策に係る費用については、国の補助金及び交付金を活用し、国によって補填されなかった額は東京電力に対して賠償金の支払いを求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 続きまして、牛久駅東口再整備についてお答えいたします。

牛久駅周辺は、まちの中心部であり、牛久駅前には「まちの玄関口・まちの顔」です。駅前広場の改修は、単に不便を解消するためでなく、まちのイメージアップにも貢献するものであり、今後の牛久市の発展に欠かせないものと考えております。

今回の再整備計画の立案に当たっては、ワインビレッジ構想の3つの柱の一つであるシャトー・ルネッサンスの考えに基づき、平成20年度から多くの市民の方々と学識経験者により構成された牛久市中央地区都市デザイン会議を開催し、市民ワークショップや意見交換会とあわせ、平成23年度までの計22回の検討を行い、この提言をもとに進めてまいりました。

これらの検討の結果、平成20年度に国指定重要文化財に指定されたシャトー・カミヤは、東日本大震災の影響を受けたものの平成24年度で年間約27万4,000人が訪れる牛久市を代表する地域資源であるとの認識のもと、シャトーを訪れる方々を気持ちよく迎え入れる玄関口の整備は回遊性を誘発し、交流人口の増加にもつながるものと結論づけられました。

また、単なる通過点にすぎなかった駅前広場ににぎわいを創出する工夫として市民や牛久への訪問者がとどまることができる広場を整備し、憩いの空間を提供することになりました。

牛久市内のJR二駅における10年前、5年前、現在の乗降客数は、2003年に5万564人、2008年には4万3,632人、昨年の2012年度では3万9,802人と減少が続いておりますが、ひたち野うしく駅の乗降客数は5年前から上昇に転じました。これはひたち野うしく地区が良好な景観と教育施設等の整備により住宅地としての人気が高くなったことに起因するものと思料しております。

牛久駅周辺地域においても、良好な景観形成や、より一層の子育て世代への施策の充実を図り、高齢者にも優しいまちづくりを推進することで、ひたち野うしく地区に向いていた関心を牛久駅周辺に向けることができると考えます。また、市内を歩いていただくことで「牛久はいいまちだ」というイメージを持っていただき、「また訪れてみたい」、さらには「このまちに住みたい」と感じていただければ、効果的に年々減少する駅の乗降客数の歯止めになるのではないかと考えております。

今回の駅前広場の整備に当たって、整備後の乗降客数の具体的な見込みは設定しておりませんが、整備によって駅の乗降客数がふえるとか、乗降客数が多ければにぎわいが生まれるなどと短絡的に考えてるわけではございません。さきにも述べたとおり、地域資源を有効に活用し、再度訪問したいというリピーターの発掘や良好な景観形成によりこのまちに住んでみようという人をふやすことが今回の整備の目的の一つと考えています。

今回の駅前広場整備は、ワインビレッジ構想の具現化の第一歩として取り組むもので、地域の新たなにぎわいの場として市内外はもとより県内外へ「ワインとスローシティのまち牛久」のPRや地域情報発信の場として展開し、車で来訪しても電車で来訪しても、来てよかったと思えるようなまちづくりが今後の牛久市の発展に必要と考えております。

最後に、佐貫駅東口の現状についてですが、同所は牛久駅東口と同様に区画整理事業において昭和54年から平成6年までの期間で整備されたものです。今回の牛久駅東口再整備に当たっては、佐貫駅の現状を評価対象とした経緯はなく、したがってその結果を当該事業に反映させたということはありません。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 私のほうからは、牛久市の顧問弁護士についての御質問にお答えいたします。

顧問弁護士の人数の10年間の推移についてでございますが、平成16年からは2名、平成22年2月からは3名、平成24年4月からは4名となっており、現在は東京都千代田区の金子正志法律事務所、東京都中央区の山田有宏法律事務所、牛久市の宮本法律事務所及びつくば市の坂本博之法律事務所と顧問弁護士契約を結んでおります。

近隣市の顧問弁護士の人数につきましては、かすみがうら市が3名、水戸市及び石岡市が2名、土浦市・取手市・つくば市・稲敷市及びつくばみらい市が1名となっており、日立市・龍ヶ崎市・守谷市は顧問弁護士としては契約しておらず、案件が生じたときに、その都度相談している状況となっております。

顧問弁護士が委員をしている委員会につきましては、牛久市情報公開・個人情報保護審査会及び牛久市景観調査委員会でありまして、両委員会とも宮本弁護士が委員となっております。

法律相談窓口につきましては、当市では行っておらず、牛久市社会福祉協議会が相談窓口を開設しており、担当している弁護士は当市の顧問弁護士ではございません。

各顧問弁護士の年間報酬についてでございますが、顧問料につきましては、現在の4名の顧問弁護士は年間63万円で契約しており、平成23年度まで顧問弁護士をお願いしていたつくば市のつくば総合法律事務所につきましては、年間50万4,000円で契約しておりました。

また、その他の報酬についてですが、平成23年度は、金子正志法律事務所に損害賠償請求訴訟終結に伴う成功報酬及び実費分として48万6,490円。山田有宏法律事務所につきましては養豚場建設に関する代理人契約で21万円、東京電力への損害賠償請求に係る書類作成の件で5万2,500円、奥原町地内改良土搬入の件の代理人契約で10万5,000円。つくば総合法律事務所に所有権確認等請求事件の和解に伴う報酬及び実費分として70万1,862円を支払っており、平成23年度の合計は155万5,852円となっております。

平成24年度につきましては、つくば総合法律事務所に地方税納付告知等取消請求事件の第一審の実費分として18万6,504円。山田有宏法律事務所に同事件の控訴審の訴訟代理人契約として139万9,500円、及び不動産鑑定費用予納金として126万円を支払っており、平成24年度の合計は284万6,004円となっております。

平成25年度は、山田有宏法律事務所に損害賠償請求事件の訴訟代理人契約として198万4,500円、及び不動産鑑定士への意見書作成依頼費として31万5,000円。坂本博之法律事務所に市道整備事業に係る用地買収契約に関する代理人契約として42万円を支払っており、平成25年度の合計は271万9,500円となっております。

各顧問弁護士の年間相談回数と裁判依頼数の推移についてでございますが、平成23年度の相談回数は、つくば総合法律事務所が12件、金子正志法律事務所が10件、山田有宏法律事務所が4件で、合計しますと26件となり、裁判依頼数につきましては継続している地方税納付告知等取消請求事件が1件で、つくば総合法律事務所と契約しておりました。

平成24年度につきましては、金子正志法律事務所が8件、山田有宏法律事務所が12件、宮本法律事務所が11件、坂本博之法律事務所が9件で、合計しますと40件で、裁判依頼数につきましては1件で、つくば総合法律事務所と契約していた地方税納付告知等取消請求事件の第一審が終結し、同事件の控訴の提起に伴い、山田有宏法律事務所との契約に変更したものでございます。

平成25年度につきましては、平成25年11月22日現在で、金子正志法律事務所が7件、山田有宏法律事務所・宮本法律事務所・坂本博之法律事務所がそれぞれ5件で、合計いたしますと22件となっております。裁判依頼数は損害賠償請求事件1件を山田有宏法律事務所と契約しております。以上となります。

○議長（山越 守君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 幾つか再質問をさせていただきます。

第1に、支援法に関してでありますけれども、牛久市における避難者について、牛久市としての何らかの施策というものがいいのかどうなのか、あるいは今後考えているのかどうなのかについてお伺いをいたします。

第2に、牛久駅の東口再整備に関してでありますけれども、先ほどの答弁では集客数の見込みについては答弁が漏れていたのではないかというふうに思いますが、私の聞き漏らしかもわかりませんので、その点について再確認の質問。

それと、東口での交通事故についてですけれども、最近3年間ぐらいの交通事故の資料があればお示しいただきたい。今なければ後で提出をいただければというふうに思います。

それと回遊性の問題、シャトーと駅と中央センターを回遊してまちを歩いてもらうということですが、シャトーへの来客のうちですね、実際に常磐線を利用しているという客は何割程度なのか、その点について今わからなければ後でも結構ですけれども、わかればお示しいただきたいというふうに思います。

3番目の顧問弁護士の問題ですが、4人としている理由があるのかというのがちょっと先ほどのあれではよくわからなかったわけですが、4人というか4カ所というか、事務所と契約しているということでもあるのかもわかりませんが、その4人とした理由というところについてお聞かせいただきたいというふうに思います。そしてその中で担当分野の違いとかそういうものを設けているのかどうか、こういう分野はここ、こういう分野はここというふうな意味合いを込めたものであるのかどうか、その点について質問をいたします。以上であります。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 杉森議員の再質問にお答えをいたします。

市の避難者への対応という点でございますが、住宅の借上料等の一部について支援をしているというところでございます。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 杉森議員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、駅前の今後整備される広場への集客数ということでございますが、先ほど申し上げましたように、それは想定しておりません。考えておりません。

ただ、先ほども申しましたように今後ですね、牛久市を訪問してよかった、シャトーに来てよかったと思っただけで乗降客数、またそこに集まる人たちがふえるものという想定をしてということで、実際の人数とかそういう想定はしておりません。

また、東口での交通事故の数ですかね。常磐線を使つてのシャトーへの来客数ですか、それはちょっと今資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 私のほうから、顧問弁護士さん方の担当分野があるのかないのかということですが、基本的に担当分野、専門性というものはそれぞれ持つてらっしゃると思います。ただ、東京の法律事務所ですと弁護士さんの方、5名とか10名とか抱えてらっしゃる部分がありますので、総合法律事務所的なものがありますので、まあ担当分野ということは法律事務所としてはそれぞれないと思います。全般的なものを扱っていただけると思っています。

それと、牛久市と、あとつくば市は個人の方の法律、つくばは2名ですね。牛久が1名なん

ですけれども、それぞれ民事と刑事、大きく分けて、そういう考え方でしておりますが、現実には弁護士の方ですので緊急性とか、あるいは事案によりましては刑事を専門にしている方でも民事を相談に行くといったこともございます。ですので、必ずここが民事だ刑事だという仕分けはしておりません。件数の問題とか地域性の問題において4名の方をお願いしてということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番沼田和利君。

〔8番沼田和利君登壇〕

○8番（沼田和利君） 皆さん、改めましてこんにちは。沼田和利でございます。通告に従いまして早速質問に入らせていただきます。このたびの質問は、2点でございます。

早速、1点目の質問といたしましてW i - F i 環境の充実についてお聞きいたします。

現在の社会において、ビジネスやプライベートでパソコンを利用しての生活が中心となっております。パソコンを利用する上で最も欠かせないものとしてインターネットであることは皆さんも御存じであると思います。現在、インターネットの利用としては、パソコンはもちろんのこと、スマートフォン、タブレット端末の利用者もふえており、これらの利用は現代において社会情勢やその他の情報を得る上で不可欠であるとともに重宝であります。そして、これらの端末を本市の公共施設へ持ち込んでの利用、さらに快適な使用環境が整えられれば公共施設の利用者の層も広がり、またサークル活動や各種講習会等でも市民にとって公共施設が利用しやすい環境になるのではと考えられるわけでございます。そういうわけで、インターネットの利用をしやすいとする上でW i - F i 環境を整えるべきであると考えます。

具体的には、現時点でW i - F i 環境が整備されている公共施設として市役所本庁舎、エスカード生涯学習センター及び牛久運動公園体育館が挙げられますが、さらに多くの市民が利用する施設として中央生涯学習センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、牛久市立中央図書館及びひたち野リフレ等の環境を整えるべきであると考えます。セキュリティの問題等もございますが、今まで述べたことを踏まえ、時代の流れからも公共施設にW i - F i 環境を整備すべきものと考えますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、2点目の質問を行います。2点目の質問は、ひたち野地区の中学校整備についてであります。この質問は、これまで多くの同僚議員によって同様の質問が行われております。そのことから考えると決して無視ができない件であるとも考えられ、それだけ市民の関心も高い問題でもあるということでございます。

現在、ひたち野の地区に在住する児童は中根小学校及びひたち野うしく小学校の2つの小学校へ通学しており、10月1日時点で中根小学校へ通学する児童は893人、ひたち野うしく小学校へ通学する児童については783人となっております。この児童数を市内のほかの小学校と比較してみますと、向台小学校の児童数は641人、岡田小学校の児童数については612人であり、その他の小学校はそれ以下の児童数でございます。

今述べた児童数からもわかるとおり、中根小学校及びひたち野うしく小学校の児童は極端に多いわけでございます。特に現在の小学2年生から4年生の児童がこのまま下根中学校に入学すると想定した場合、全生徒数は859人程度となり、現時点での全生徒数よりも232人も多くなるわけであります。このひたち野地区の児童は、中学校に入学する場合は下根中学校となるわけですが、この下根中学校も増築を検討せざるを得ない状況であるとのことであります。そして、当初ひたち野地区に中学校建設予定地もあったようですが、この建設予定地も民間へ売却されたようで、現在宅地造成されております。

しかし、いまだにひたち野地区の保護者の方からは「中学校建設を」との声も聞かれるわけであります。そのようなことを踏まえてひたち野地区への中学校建設について再度検討してはどうかと考えますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上、2点を私からの質問とし、終了とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 沼田議員の、W i - F i 環境の充実についての御質問にお答えいたします。

W i - F i につきましては、公衆無線LANサービスと呼ばれているもので、無線LANを利用してインターネットに接続するサービスでございます。国内のW i - F i サービスの多くは携帯電話会社やホテル、カフェなどの有料サービスとなっております。

市では、地域住民や公共施設を利用される皆様にモバイル・インターネット接続環境を無料開放し、また被災時にはホームページの更新やかつぱメール、ツイッターの発信などの行政利用を想定して、昨年4月にこの市役所2階の待合スペースでサービスを開始しております。

現在は牛久運動公園体育館ロビー、牛久駅西口のエスカードプラザの2カ所を追加して合計3カ所でW i - F i 環境を実現するフリースポットサービスを提供しております。

フリースポットの御利用は、サービスエリアにW i - F i 対応のパソコン、スマートフォン、

ゲーム機などを持ち込み、無線LANに接続しますと無料でインターネットに接続することができ、インターネット上の情報の取得やサービスの利用が可能となります。今後はさらに公共施設の中で実際に利用を見込むことができる施設を対象にフリースポットサービスの拡充を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問2番、ひたち野地区の中学校整備についてお答えをいたします。

牛久市では、学校の施設整備を最優先に平成15年度から小中学校8校の校舎と体育館について耐震化と老朽化の改善を実施してまいりました。また、ひたち野うしく地区の人口増に伴う児童数の増加に対応するため、平成22年度に木のぬくもりとゆとりのある学習空間を大切にしたいひたち野うしく小学校を新設し、安全で快適な学校施設の提供に努めてきたところでございます。

近隣のつくば市や取手市において小中学校の統廃合が進む中、牛久市ではひたち野うしく地区の児童生徒数は増加が見込まれております。過去に同じく住宅地の造成で児童数が増加した向台小学校では児童数が約1,600人の大規模校となり、教室不足の対応として校舎増築を実施した経緯がございます。向台小学校は10年後に児童数が1,000人を割り、現在では640人余りとなっている状況でございます。

今般の下根中学校における生徒数増加については、過去の向台小学校に見られたような一時的な増加であることが見込まれ、平成25年度から実施している中学校の学区見直しと国の補助制度を活用した校舎増築で対応することを通学区域審議会の諮問時から検討してきており、現在設計業務についての準備を進めているところでございます。

設計業務は、基本設計と実施設計を平成25年度から順次進めていく予定であり、校舎増築等の整備工事は平成27年度から実施してまいりたいと考えております。

学校の新たな建設は既存の学校を維持管理する中では財政負担が甚大であり、また近隣市町村に見られるような学校統廃合の可能性が大きいと懸念しているところでございます。ひたち野うしく地区の生徒数の増加には下根中学校の校舎増築等により対応し、新たに一つの中学校を建設する、検討する考えはございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時42分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 皆様、こんにちは。公明党の秋山 泉です。通告に従って一般質問をこれから行わせていただきます。

まず、初めに子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応についてであります。

子宮頸がんは、子宮頸部と呼ばれる子宮の出口により発生するがんであり、発生にはヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルスがかかわっております。子宮頸がんの最大の特徴は、原因がはっきりしているため予防可能ながんであるということであります。子宮頸がん予防ワクチンは発がん性HPVの中にも、特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されているHPV16型とHPV18型の感染を防ぐワクチンで、海外では既に100カ国以上で使用されております。日本でも2009年10月に承認され、2009年12月22日より一般の医療機関で接種することができるようになりました。これにより、16型・18型の感染やがんになる手前の異常を90%以上予防したと報告されており、特に20代から30歳代で発症する子宮頸がんを予防するためにはワクチンの効果が期待されておりました。

そして、本市においても2011年1月1日より全額助成により接種が実施となっております。効果が期待される反面、少なからず副反応で苦しんでいらっしゃる方がいるのも事実であります。販売開始から平成25年3月31日までの報告として全国での推定接種者数は55万6,224人、副反応報告数は1,001人、うち重篤報告数は91人で、お一人の方が亡くなられていらっしゃいます。症状としては、筋力低下、けいれん、意識消失、強迫性障害など、38種類の副反応のパターンがあるとされており、

これらのことから、平成25年6月14日、厚生労働省は専門家により構成される厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における検討の結果を踏まえ、一時的に定期接種を積極的に推奨することを控える方針を決定いたしました。

皆さんは、この牛久市でもこの予防ワクチンを接種し、副反応で苦しんでいる少女がいることを御存じでしょうか。今回一般質問をするに当たり、お母様と御本人にもお会いいたしました。本当であれば人に知られたくないところを、あえて今の娘の状況を議会を通じて知ってもらいたいとお母様の切実な訴えがありましたので、ここで述べさせていただきます。

中学1年生の娘さんは、本年5月28日、子宮頸がん予防ワクチン1回目を接種したところ、翌日から両太ももに痛みを訴えました。しかし、運動部に入りたての彼女と御家族は筋肉痛と認識をし、副反応を疑うことはなかったのです。その痛みは1カ月で消えたということでした。そして7月30日、2回目を接種、そのとき医師から接種後何か変わったことがなかったかと

聞かれましたが、この時点で両太ももの痛みが副反応によるものだというのを疑いもしなかったのです。接種直後より接種部右肩に激痛、翌日右腕が肩より上がらず、足が少しもつれるようになり、その後食べ物の飲み込みが悪く、歩行時のふらつきがひどくなります。そして片足で立つことができなくなり、階段を上ることも困難となりました。8月2日、病院で検査をするも「異常なし」との診断により、子宮頸がん予防ワクチンの副作用による一時的な筋肉低下と診断をされました。

しかし、夏休みが終わり、学校に登校するも腹痛や吐き気を訴え早退、ワクチン接種後から胸の痛み、右半身の膝・ふくらはぎ・股関節・腰・肩・肘に激痛が走り、食事も固形物は飲み込みづらくなりました。就寝時も痛みで寝ることができず、朝も起き上がることができない状態です。まだ中学1年生の少女が、「使い物にならない右は要らない、もぎれる、右は要らない、右半身は痛いから切り離して、針を何十本も刺されているみたい」と連日のように訴えております。10月9日より学校は欠席、11月に入り呼吸ができないほどの発作に見舞われ、苦しんでおり、現在に至っております。保健センターや学校の対応には何の不満もなく、本当によくやってくれている、しかし先が見えない状況に不安を抱えていらっしゃるのも事実であります。

子宮頸がん予防ワクチンは、WHOが推奨し、世界で100カ国以上で承認をされており、ワクチンそのものの有効性や安全性に大きな問題はないと厚生労働省も見解を示しておりますが、このように副反応で苦しんでいる女性がいるのも事実であります。実際、中学3年生の少女が初めて接種した半年後に股関節が痛み、8軒の病院に行っても原因がわからなかったという、牛久市においてもそういう事例はあります。

そこでお伺いいたします。本市においての子宮頸がん予防ワクチン接種の推移、また被害に遭われた方のように接種後の状態を副反応と認識していない場合もあり、1回目を接種したけど少し体調が悪くなったから2回目は接種するのをやめた方もいらっしゃるかと思います。このようなことが想定されることから、接種をされた女性、御家族への接種後の追跡アンケートの実施をと考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

続きまして、犬のふん、飼い犬のふんの放置についてお伺いいたします。

近年犬や猫を初めとするペットの鳴き声やふん、尿等をめぐるトラブルが多発しており、その有効な対策がないことから大きな社会問題となっております。昨今のペットブームにより、犬を飼う家庭が多くなっており、本市においても11月26日現在、4,637頭の犬が登録をされております。が、室内で飼っているため登録はしていないという御家庭もあることから、現実はその以上と認識をしております。

大半の方は飼い主としてのマナーを守り、散歩の際のふんや尿の処理はされていらっしゃる

と思います。しかし、一部の心ない飼い主がマナーバックも持たず、散歩時に道路や公園などに排せつされたふん、尿の後始末もせず、多くの市民に不快な思いをさせております。さらには、きちんと後始末をしている飼い主も疑いの目で見られるという被害に遭わせてしまいます。道路に犬のふんを放置すると美観を損なうだけではなく、悪臭により周囲の人たちに不快感を与えます。家の壁や玄関前が犬のふんや尿で汚されているのは誰だっという気はしません。市に苦情が寄せられないことがふんの放置がないということではありません。市民の方は悩んでいらっしゃると思います。

牛久市環境美化の推進に関する条例が平成16年3月26日に施行されました。その中の第8条に「ペット類の飼い主は、ペット類が公共の場所等でふんをしたときは直ちに回収、持ち帰らなければならない」とあります。違反した場合、推進モデル地域内に限り2万円以下の科料が科せられるとありますが、住宅内での放置には値しないということで執行力には乏しいと考えます。また、登録の際に配布されるチラシには飼い主の義務7カ条が記載されていますが、インパクトに欠けていると感じております。今後、このような苦情に対してどのように対応していくのか、執行部の御所見をお伺いいたします。

3点目は、市役所庁舎内の職場環境に……。

○議長（山越 守君） 秋山議員、秋山議員ちょっと……（「はい」の声あり）済みません。中途ですが、田中議員、携帯電話は使用なさらないようにお願いします。

失礼しました。どうぞ続けてください。

○2番（秋山 泉君） 続けさせていただきます。

3点目は、牛久市役所庁舎内の職場環境についてお伺いいたします。

本庁舎は昭和49年8月、分庁舎は平成4年3月、第三分庁舎は平成14年に竣工されました。その後、改装されることなく今日があります。庁舎内には職員専用のトイレや食堂もなく、常勤・非常勤を合わせると男性が334人、女性が610人働いております。

そこでお伺いいたします。

まず、昼食をとるためのスペースについてであります。職員専用の食堂がない庁舎では昼食時には自席や各階にあるカーテンや仕切りで区切られているわずかなスペースで食事をとっています。その場所はお客様から見える場合が多々あり、気兼ねをしながら食事となります。また、1階に休憩室がありますが、暗くカビ臭く、新聞が山積みになっており、食事がまずく感じられるスペースとなっています。先日は昼休みの時間、エレベーターの横の長椅子で昼寝をしている職員がおりました。昼休みは午後から仕事をするためのリフレッシュタイムです。この状況では体を休めることはできないのではないのでしょうか。

次に、女性職員のためのパウダールームの確保についてであります。

牛久市では、全体の6割近い女性が働いております。現在、お客様も職員も同じトイレを使用しています。そのため昼休み終了間際になると洗面所は多くの女性職員が歯磨きをしており、トイレに入れない状況です。私も何回か遭遇いたしました。4階でいっぱい、下の階においても女性職員が大勢おり、トイレに入ることも遠慮がちになります。このような状況ではお客様にも大変迷惑と考えますが、以上2点については、市民の方々よりも苦情が私のところに届いております。

最後に、喫煙者のためのスペースについてであります。

現在、庁舎内及び敷地内は禁煙となっておりますが、わずかなスペースが喫煙所として設けられています。夏は暑く、冬は寒く、小屋のようなスペースであります。私は喫煙を推奨するものではありませんが、昼休みになるとコンビニの喫煙スペースに男性職員が大勢たばこを吸っている姿を何回も見ております。きっと喫煙者は肩身の狭い思いを庁舎内でしており、昼食を買いにきたついでに一服という思いなのではないでしょうか。余り褒められた光景とは言えないのではないのでしょうか。現在の庁舎の状況では、これらのスペースを確保するのは難しいこととは重々承知しておりますが、今後どのように改善していくのか、執行部の御所見をお伺いいたします。

以上3点、一般質問をこれにて終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 秋山議員の、子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応についてお答えします。

牛久市の子宮頸がん予防ワクチンの接種状況でございますが、平成22年度から24年度の接種率は約85%で、3年間で967名の方が接種を受けており、接種委託料は合計で7,150万円となっております。今年度の接種者数は10月末までの82名となっております、合計1,049名の方が接種を受けております。

平成25年4月に定期接種となりましたが、接種後の持続的な痛みの訴えを受けて、厚生労働省は6月14日に積極的な接種勧奨を差し控える方針を決めました。市では、広報紙、メルマガ、ホームページに掲載し、市民への周知を図りました。さらに、市内接種医療機関に対し、接種希望者に有効性とリスクの説明を依頼いたしました。差し控え以降の初回接種者は7名となっております。

今まで接種後の相談として一過性の接種部位の痛みは受けておりましたが、今年度、牛久市民の子宮頸がん予防接種に対する予防接種後副反応報告書が1件、医療機関より厚生労働省に提出されました。現在御本人の状況を確認しながら、常に保護者と連携を図り、継続的に対応

しております。

今年6月に文部科学省が実施した子宮頸がん予防ワクチンに関連した欠席等の状況調査の結果によりますと、全国的な数字として一定期間欠席が認められた生徒は51名、体育及び部活動を休んでいる生徒が21名、教育活動に制限が生じた生徒は99名、合計171名の方が学校生活に支障を来しているとなっています。

現在、子宮頸がんワクチン接種後の副反応については、症状や治療法など確立されておられません。厚生労働省は、子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応についての研究班を立ち上げ、9月下旬から指定の病院での診療が開始されました。今後は、厚生労働省の研究班の情報を見据えつつ、市民に対する適切な情報提供を行いながら子宮頸がん予防ワクチンの対応を実施してまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 私のほうから、2番の飼い犬のふんの放置についての御質問にお答えいたします。

初めに、動物に関する御相談についてでございますが、平成23年度は17件で、犬の鳴き声5件、犬のふんについて4件、犬の放し飼い4件など。平成24年度は20件で、捨て猫が7件、餌やり4件などで、犬のふんにつきましては1件でございました。また、啓発看板請求件数につきましては、平成23年度は45件で141枚、平成24年度は63件で116枚を交付しております。

次に、散歩中に放置された犬のふんの対応についてでございますが、通報があった地区やその周辺を対象に広報車及び啓発看板によりふんの持ち帰りを呼びかけ、それでも改善されない場合は通報者の情報提供をもとに原因者が犬の散歩する時間を特定し、直接指導をすることとしております。これは、これまでの相談事例から見ても大多数の方はマナーを守っており、原因者が多数いる例はなかったことから、この対応が効果的であると考えております。

今回の事例につきましては、既に現地を確認し、パトロールを実施しております。相談者にも情報提供をお願いし、原因者を特定し、指導を行うとともに、発生地周辺を対象に啓発チラシの配布を予定しております。また、現在、犬の登録や狂犬病予防注射の際に市環境政策課窓口、及び動物病院で配布している飼い主向けの啓発チラシの中で特に目立つように犬のふんの持ち帰りを啓発しておりますが、内容を再度見直してまいりたいと存じます。

犬の散歩中のふんの放置につきましては、一部の心ない飼い主の行動で不快な思いをされている方がいることは承知しており、御相談に対しましては個別に対応をしているところです。

牛久市は、平成23年に動物の愛護及び管理に関する条例を制定し、動物を好きな人もそう

でない人も犬や猫などの動物と共存できる町を目指しております。動物に対する問題の大部分は、私たち一人一人の心の問題であると考えます。これからも事案一つ一つ丁寧に対応し、御理解いただけるよう努力してまいります。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 御質問3番、市役所内の職場環境についての御質問にお答えいたします。

初めに、昼食をとるためのスペースの確保につきましては、現在執務室以外の場所として本庁舎1階の男子休憩室及び女子休憩室や3階及び4階のエレベーター近くにありますリフレッシュコーナー、また各課の打ち合わせスペースなどを昼食や休憩時に使用しております。

1階の男女休憩室につきましては、それぞれ8畳程度の和室とテーブルコーナーがあり、昼当番などの職員もくつろいで休憩時間を過ごすことができるよう配慮しております。今年度は新たに省エネ型の冷蔵庫や電子レンジ、電気ポットを設置することとしました。

次に、女性職員専用のパウダールームの確保に関しましては、議員御指摘のとおり昼休みには女子トイレが混雑している状況であり、市民から使いづらいとの御意見もいただいております。

対策としましては、職員に対し、利用時間をずらすことや市民の利用頻度が少ない4階トイレを利用するなど混雑緩和に向け指導しているところでございます。庁舎の限られたスペースを考えますと、これらの施設を新たに設けることは難しい状況ではありますが、不備な点があれば御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、愛煙家のためのスペース確保についてでございますが、当市におきましては平成16年度より市内公共施設内を全面禁煙としております。これは健康増進法第25条による受動喫煙の防止に努めなければならないとの規定に基づき、職員及び市民の健康増進を図るための取り組みでございます。現在、市役所敷地内は禁煙とさせていただきます。分庁舎前に喫煙所を設け、完全分煙を実施しております。

なお、平成20年7月より職員の執務時間中の喫煙は禁止しており、どうしても昼休みや執務時間前後に喫煙する職員が集中することとなっております。御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 次に、12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 皆さん、こんにちは。市民クラブの須藤京子です。通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、家庭における子育て支援について、2項目の質問を行います。

牛久市は「子育て日本一」を掲げ、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進しています。中でも民間保育園を積極的に誘致し、待機児童ゼロを実現、児童クラブの拡充にも努めてきました。一方、家庭における子育て支援策としては、地域の子育てサロンの運営や新生児・乳幼児訪問子育て広場の運営などが行われています。

そこで、1つ目は子育て支援センターの現状と課題について質問を行います。

子育て支援センターは、厚生労働省の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設であります。地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。

具体的事業としては、職員を配置し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施と普及促進、ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供、家庭的保育を行うものへの支援など、さまざまなものがあります。実施主体は市町村で、保育園等の児童施設または医療施設を運営するものに委託することもできます。

牛久市では、現在、民間保育園で実施されています。保育園の中には「ひとりぼっちのママをつくらない」という姿勢を示す支援センターもありました。しかしながら、保育園事業の中の子育て支援であります。市のホームページで検索してみますと、実際に行われているのはどの園も月に一、二回ぐらいのようです。では、実際、現在の市内の子育て支援センターの運営状況はどのようになっているのでしょうか。また、現在の利用状況から見て今後の課題として検討されているものはあるのでしょうか。

つくば市では、子育て支援の拠点として子育て総合支援センターが開設されています。子育て中の親子の集いの広場「けやき広場」を含め一時預かり、子育て情報の提供、子育てサークルへの部屋の提供、子育て相談、子育て支援者の育成などの事業を行い、まさに子育て拠点となっています。子育て日本一を掲げる牛久市には、こうした機能を持つ施設が必要と考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、子育て広場の現状と課題について質問します。

子育て広場は、就学前の子供のいる親子が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる施設です。市内にはすくすく広場とのびのび広場の2カ所が開設されています。子育て広場は、子育てが気密化しやすい現在、孤立や不安を感じる親の精神的な負担の軽減につながり、子育て世代の貴重な集いの場となっています。

すくすく広場は、子育て広場の第一号として上柏田の商工会館に開設されましたが、現在は2階建ての民家を改修した施設で実施されています。移転により、すくすく広場は実質的に利用できる面積が商工会館に比べ大幅に減少しました。また、現在のすくすく広場は今年の冬、

床が冷たく、また外気が入りやすい構造のためエアコンを設置していても寒かったと聞いています。また、洗面所ではお湯が出ないため冷たい水で手を洗わなければならなかった。また、雑巾を洗うのも洗面台なので衛生状態が気になるというような声もありました。

そこで、運営に当たっている子育てアドバイザーの方に実情を聞いてみました。それによると、利用者のこうした声は担当課にも伝え、すぐ改善できるものはやっけていただいている。しかし、予算化が必要なものはすぐとは言えない状況ということでした。こうした現状から見ると商工会館のときより子育て支援環境が整っているとは言いがたいように思われます。実際に利用者からは商工会館のほうがよかったとの声を聞いております。

牛久駅東口駅前広場の整備に5億3,500万円を支出する牛久市です。これから冬に向かう折、せめてお湯ぐらい使える状況にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

また、施設を利用できる人は市内と限っていることについても、理由いかんによっては市外の人でも利用できるような柔軟性を求めてほしいという声があります。誰でも利用できることがベストではないかと思われませんが、施設の利用人数には限度もあります。そこで、近隣自治体のように利用者の範囲に「その他市長が必要と認めるもの」を加え、利用できるような措置を講じてほしいとの要望が子育て中の母親から出ていと聞きました。牛久市は、こうしたすくすく広場やのびのび広場の利用に関する現状と要望をどこまで把握し、改善に向け手段を講じているのでしょうか。

さらに、若年世代に転入が著しいひたち野地区に子育て広場を開設してほしいとの声も上がっています。現在、ひたち野リフレにおいて出張すくすく広場が週1回ぐらいのペースで開設され、毎回多くの利用者がいると聞いております。ひたち野地区に常設の子育て広場が必要と考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、2点目として精神障がい者福祉について、就労継続支援B型と地域活動センター支援I型の必要性について質問を行います。

平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が提示した精神保健医療福祉の改革ビジョンでは、国民意識の変革、精神医療体系の再編、地域生活支援体系の再編、精神保健医療福祉施策の基盤強化という柱が掲げられ、入院医療中心から地域生活中心へという方策を推し進めていくことが示されました。この改革ビジョンに基づき、現在まで精神保健医療福祉施策の改革のためのさまざまな施策が行われております。

地域生活を支える医療体制の充実、相談支援やケアマネジメント機能の強化、住まいの場の確保や就労支援などの障害福祉サービスの拡充、精神障がい者同士・家族同士のピアサポートの普及、精神障がい者家族の視点に立った支援体制の構築などが求められています。これらのうち、事業主体が県から市町村に移行されたものも多くあります。障害福祉サービスのうち、

日中活動の場として就労支援や地域生活活動支援センター機能強化事業を実施することが現在市町村の役割となっています。市内には就労移行支援や就労継続支援B型を提供する事業所が出ています。サービス提供事業者は、現在、NPO法人や株式会社が運営していると思いますが、それぞれの事業所の現状はどうなっているのでしょうか。

また、雇用の促進が言われておりますが、一般就労先の拡充が図られ、就労移行ができていけると言える状況でしょうか。

また、一方で地域活動支援センターの設置を望む声も起きています。既に市長宛てに牛久精神保健福祉会ぬくもりの会から要望書が提出されていると聞いています。家族会の切実な要望と捉えられますが、これにどう応えていくのでしょうか。答弁をお願いいたします。

最後に、情報共有日本一と広報戦略について、3つの視点から広報の問題を質問いたします。

この問題については、私は平成20年6月議会で質問をしております。今や各地の自治体で広報戦略が立てられ、町の魅力をアピールしたり住民の求める情報を提供したりする取り組みが進められています。

そこで、まず1点目、市政情報の提供のみならず説明責任を果たす広報について質問をいたします。

地方分権で改革が進む中、これからの行政運営では新しい公共の必要性が問われています。新しい公共、すなわち従来の行政機関ではなく、地域の住民が教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などにおいて共助の精神で参加する公共的な活動を支援していくことであります。こうした中では自治体広報に求められる内容も変わってきています。かつては情報を共有するため情報の公開が求められ、情報公開の度合いによって先進自治体と言われる時代がありました。

しかし、今や行政は説明責任を最大限果たしていかなければなりません。行政に都合のいい情報の提供だけでなく、行政運営を評価できるような情報が見える化し、政策決定や意思決定過程に市民が参画できるようにしていく必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

次に、都市ブランドを高め、地域の魅力を発信する広報についてであります。

最近自治体においても民間同様にブランド力を高めることが必要だと言われております。人口減少時代にいかに魅力的な自治体かを競わざるを得ない環境になっているからです。そこで、自治体広報には自治体の価値を高める広報が求められるようになったのです。これは行政運営について、外からの視線を意識し、広い視野に立って魅力を発信していくことであります。広報紙が各課のお知らせを寄せ集めた内容の集合体である限り、その町の魅力は見えてきません。笑顔があふれ、安らぎのある町うしくを、どうアピールするのかは各課が実施している事業を、どうPRしていくかということでもあります。こうしたアピールは、対外的に有効なばかりでは

なく、市民自身が住んでいる町の魅力を再発見することにつながり、住んでいることへの誇りにつながると思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、政策形成やまちづくりと一体化した広報です。こうした広報戦略を立てていくことは今後の政策形成やまちづくりにも大きな影響を持つものとなっていきます。また、一方で政策形成やまちづくりに反映していくシステムもつくっていかねばなりません。これまでの広報紙は、ほとんどが結果報告です。計画を進めようとしている段階で、その過程を公表していくことはありません。計画の素案の段階でパブリックコメントとして住民から意見を聞きますが、それらがどのように反映されたのかがほとんどわかりません。広報を媒体として市は住民と行政の開かれた関係を構築していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

以上の3つの視点から広報のあり方について質問いたしました。答弁をお願いいたします。

また、昨今、市は「広報うしく」の発行のほか「うしくNEWS」を発行し、さらにこの11月には「市政情報誌うしく」を発刊しています。この「情報誌うしく」の発刊に当たって市長のコメントが掲載されていますが、広報うしくでは、なぜこうした情報発信ができなかったのでしょうか。

さらに、この情報誌の危うさは6・7ページにあると思われれます。子育て中の母親の対談企画に、何と市長が緊急参戦。牛久市の今、そしてこれからの子育てや教育について熱く語っていただきましたと、この座談会を紹介するリード文がついています。しかし、この座談会は市長が急遽参加されたのでもなく、初めから市長と母親たちの懇談の場として企画されたものではないのでしょうか。市長が市の財源を使って自身のPR誌のような使い方をするのはいかがなものかと思った次第です。通告にはこの点に関する市長の見解もお聞きしたいと伝えておりますので、あわせて答弁をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、家庭における子育て支援についてお答えいたします。

1点目の子育て支援センターの現状と課題についてでございますが、現在、牛久市では公立保育園5園、民間保育園の7園の12園において実施しております。今年度は10月末現在で1,237名の利用があり、昨年度の年間利用者数1,283名を上回る状況となっております。

子育て支援センターへの利用者からの要望といたしましては、保育園の給食を体験してみたいとか、回数をふやしてほしいとの要望もあり、今後はニーズを捉えながら子育て支援に努めてまいります。

また、子育て支援拠点型の子育て支援センターにつきましては、牛久市では規模は小さいですが、子育て広場がございます。この広場において、親子の集い、一時預かり、子育て情報の提供、子育て相談等を行っております。また、広場には少人数であれば使用可能な部屋もあり、子育てサークルの部屋の提供等の要望に対応してまいります。

牛久市におきましては、拠点型の子育て支援センターの整備ではなく、現在、子育て広場の利用者が年々増加傾向にあること等により、子育て広場の拡充に努めてまいりたいと考えております。

2点目の子育て広場の現状と課題についてお答えいたします。

まず、すくすく広場・のびのび広場の利用状況でございますが、平成23年度はすくすく広場が8,181名、のびのび広場が3,646名の利用があり、平成24年度はすくすく広場が7,790名、のびのび広場が4,857名の利用がございました。すくすく広場につきましては、平成24年9月まで商工会館の2階において運営しておりましたが、10月より上柏田近隣公園に接した住宅を改修し、運営いたしております。平成25年度は、すくすく広場が10月末現在で4,042名、のびのび広場が3,660名の利用状況となっております。

また、広場の現状等は広場を訪問した際や毎月の子育てアドバイザーの全体会議のときに意見等を聞き取り、改善できるものから実施しております。今年度は夏の広場の室内の気温上昇により扇風機を設置し、さらにグリーンカーテンを職員により設置をいたしました。平成26年度予算においても、アドバイザー等の意見を聞きながら修繕費を計上してまいるところでございます。

今後も利用者が安心安全に利用できるよう運営してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、ひたち野うしく地区への子育て広場の常設につきましては、子育て世代の多い地区でもあり、今後は時間帯における最大利用者数を把握するとともに平成27年度から施行される子ども・子育て支援事業の動向を見ながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 就労継続支援B型の現状と地域活動支援センターI型の必要性についてお答えいたします。

現在、市内には精神障がい者を主たる対象として就労継続支援B型を提供する事業所は3カ所あります。各事業所では袋詰め等の軽作業や手芸品や食品の製造・販売等を行いながら通常の事業所に雇用されるのが困難な人に就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っております。

また、このうち2カ所の事業所では就労を希望する人を対象とした就労移行支援もあわせて

行っており、障がい者枠等での就労に結びつき、訓練を修了する方もおります。

次に、地域活動支援センターにつきましては、稲敷市にあります「いなしきハートフルセンター」に地域活動支援センターⅠ型の事業を委託し、電話や家庭訪問での相談業務や昼食会やスポーツなどの各種プログラムの提供を通して精神障害を持つ方の地域での生活をサポートしております。

市内の精神障がい者の家族会からは、市内に地域活動支援センターの設置を求める要望が提出されており、牛久市としましては市内の精神障がい者の現状や社会復帰に向けた意向を把握しつつ、相談支援事業所や各障害福祉サービスの事業所とも連携し、精神障害を持つ方やその御家族が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

○議長（山越 守君） 市長公室次長吉川修貴君。

○市長公室次長兼政策秘書課長（吉川修貴君） 御質問3番、情報共有化日本一と広報戦略に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、御質問にあります情報の共有化日本一についてであります。市政の柱である5つの分野の日本一の一つとして掲げ、その実現を図るため日々行政サービスの充実に努めているところでございます。

情報の共有化日本一を目指すに当たっては、市政運営に対する説明責任を果たすための積極的な情報発信に努めていることはもちろん、それが一方的なものとならず、市民の皆様からも御意見や御要望をいただくことで市政に反映することができるよう広報戦略を練り、さまざまな方法で実践しております。

具体的には、まず庁舎内各部の代表職員と編集アドバイザーとしての役割を担う3名の外部専門員により組織された戦略的広報特定プロジェクトがあります。このプロジェクトでは、これまでの市施策の実績や現在の状況、今後の方向性などについて市民の皆様にもわかりやすく、読みやすい内容で「うしくNEWS」を編集・作成し、ほぼ毎月発行しております。

さらに、新しい試みとして民間のノウハウを取り入れた政策情報誌を作成し、11月15日に全戸配布いたしました。この情報誌はこれまで行政が主体となって実施してきた情報発信に対する発想を転換し、民間の制作会社に編集・作成・発行の全ての業務を委託することで行政が発行する広報紙にはない切り口やデザイン、わかりやすい文章で市民の皆様にも正確な情報が、より効果的に届けられるような紙面となっております。

また、月2回発行しております「広報うしく」については、内容、情報量ともに充実したよりよいものとするため、全国広報コンクールに入選していたこともある秋田県大仙市や、茨城県広報コンクールの常連でもある常陸太田市と広報紙の定期交換を行っております。

これらは、先進地の広報紙の調査・研究を通して、誰に何を伝えたいかといったテーマの選

定や住民が知りたい情報を重要度に応じて紙面に反映させるなど、単なる市政情報の提供とならないよう工夫して紙面に反映させております。

あわせて、レイアウトや見た目の大切さなどについて学び、「広報うしく」が手にとってもらえるデザインとなるよう編集・作成に生かしております。

また、情報誌や広報紙など紙による伝達手段ばかりでなく各行政区単位での意見交換会や市内小学校区ごとに市政協議会を実施し、市の財政状況や施策に関するお知らせをするとともに、市民の皆様と活発な議論を交わすことで市と市民の皆様との共通認識を深めております。

そこで得られた御意見や御要望は予算措置や事業計画等市政運営に可能な限り反映しており、市民の皆様への積極的な市政への参加を促す貴重な機会ともなっております。

そのほか、市職員が市の事業についてわかりやすく紹介する出前講座や、市内はもちろん市外の方々にも充実した市の施策をアピールした定住促進サイト「うしくにすもう」を市ホームページ内に開設しております。

今後も社会のニーズに対応したさまざまな情報提供手段により市民目線でのわかりやすく、丁寧な情報発信に努めることはもちろん、市が一方向的に情報を発信するのではなく、市民の皆様と相互にやりとりできる仕組みを拡充していきたいと考えております。

なお、市政情報誌の座談会につきましては、市民に市政運営のリーダーである市長の考え方を理解してもらうためには戦略的広報において当然必要と考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（山越 守君） 12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、再質問を行います。

まず、1点目の家庭における子育て支援についてであります。その中の子育て広場、特にすくすく広場について再度確認をさせていただきたいんですが、市民からの要望、そしてアドバイザーの方々から日常業務の中で改善策というものを、感じておられるものを市のほうで会議を通じて把握し、その改善が検討されているという御答弁でございましたが、来年度ですね、今現在予算編成中ではありますが、細々今回の私の一般質問でも指摘した点がございまして、まずこういう中でどういう点から改善していこうということになっているのか、その辺の状況についてを確認したいと思います。

それから、もう一点ですが、子育て支援センター、活動拠点型のセンターはそれぞれのある広場等の機能の拡充という中で強化をしていきたいという御答弁でありましたが、ひたち野地区の子育て広場の常設化というのが、これは学校と同じように重要な課題の一つであるというふうに私は認識しているところでありますが、そのひたち野地区でのそうした広場の常設化の

中で拠点化、支援センター、拠点化をしていくという考え方もあると思います。この点について現在のところは検討されていないということでしたが、具体的には、ではリフレビルで行われている出張ですね、出張すくすく広場、そういうところで強化していくというふうにお考えなのか、その点について再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、精神障がい者福祉についてであります。今、就労継続支援B型については3つの事業主体があって利用者の方々を受け入れているというようなお話がありましたが、このB型の中にはNPO法人、それから株式会社が事業を運営しているというふうに思っております。その中には、前回の一般質問でもちょっとお話をさせていただきましたが、共同、グループホームですね。グループホームのほうでちょっと事件が起きて、その後の対応について地域、それから事業者についていろいろ市役所のほうでも御尽力をいただいているところではありますが、こうした株式会社が参入してくるということの中で、市のほうでは経営母体が変わったからといってそれぞれのサービス提供が変わってきているのかどうか、そういう実態とかですね、それから許認可が県にありますから、どういうふうに市がかかわっていくのかという点については、なかなか難しい点もあるかと思いますが、数々起きてくるような問題について、市のほうのかかわりとしてはどういうふうに対応していくのかという点について、1点確認をしたいと思います。

それから、ぬくもりの会からの要望がありました地域活動支援センターの再設置、再開ということについてでありますけれども、利用者の方の家族の方々、これは日々の生活の中でいろいろな思いを胸に抱いて、障害を持っている方々の今後の生活を、自分たちはどういうふうに見守っていけばいいのか。社会の中ではこのことを理解してほしいというようなことでこうした活動支援センターの設置を要望しておられるんだと思います。で、ハートフルセンターですね、稲敷市にある、そちらのほうでI型のほうは牛久市は委託しているということでもありますけれども、遠いわけですね。こうしたところに通っていけるというのは、やはり多くの面で負担がかかってくる。そうすると、こういう機能をどこかで、どういうふうにか実現しなければいけない。それがNPOの中で新たにそういう活動を含めていくのがいいのか、新たな形でやっていくのがいいのか、それは利用者、そしてまた家族会の皆様、そして事業所が運営できるような方々、そういうところの御意見を伺いながらやっていかなければならないと思いますが、今のところ牛久市のほうでは稲敷市に委託している、そちらのほうでやっていこうということで終わっているのか。その点、せんだってまた家族会のほうとの話し合いが持たれたと思いますが、その点、家族会の方々ときちんと話し合いができるような状況をつくっていかれるのかどうか、その点について再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、最後の自治体広報ですけれども、自治体広報紙について、今答弁の中でも全国コ

ンクールというのがあって、そちらのほうでも入賞している、入賞している自治体の広報紙を発行している、そういうところと連携をとっているというなお話がありました。私もネットで調べておりましたら、平成25年度の広報紙コンクール、市の部分の特選となった島田市の広報を拝見をいたしました。

そうすると、この広報紙の中では、特集の中で「この町のピース」と題して地域と障がい者の共生を考える特集が12ページにわたって掲載されておりました。その内容については、障がい者の現状や表現活動に取り組む障がい者の日常生活、また地域での活動、そして学校教育での交流事業などの取り組み、さまざまな角度から取材をし、結びにですね、「この町はさまざまな個性が組み合わさったパズル、あなたしか埋められない地域のピースがあります。そして、私たちがさまざまな可能性が集まったパズル、あなたの理解というピースをください。この町でなら自分という作品をもっと大きくできるはずだから」というようなことで結んで、この障がい者の方々の共生、地域での共生のあり方というのをいろんな面で語っているわけがあります。これがこの広報紙の中でできるんでありますね。

牛久市は、先ほども申し上げましたように違う媒体、まあ同じ広報紙と同形のものでありますけれども、そういうものを使ってやっている。これがなぜ、どういうふうに違うのかというと、広報紙はいろんな市の情報とともに、この含まれている部分と、また別個でやっていく、そしてその中に先ほども申し上げましたように静かな感じで市長の活動の記録なんぞが含まれているということは、何かこれが市の広報というよりは市長の宣伝媒体のようにも受けとめられかねないというふうに感じられるわけであります。公費を使った、こういうことをやっていいのかという声を、私のところに言ってくる方、市民の方もいらっしゃいますので、この点に関する、これは私は市長に答弁を求めますということで広報のヒアリングのときには一応申し上げたつもりでおりますが、市長にその点御意見等がございましたら、一言答弁をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員にお答えいたします。

私は牛久の市長です。牛久の市長が牛久市の市政の子育てについてですね、その子育て中のお母さんたちと懇談をして、市長がどういう考え方で子育ての市政運営してるかということをやちゃんと明快に今回初めて私の名前を出したわけでございまして、そのことが何が宣伝なんですか。誰か無機質に、誰かが黙っていつの間に子育てという施策、誰がつくってんですか。私がつくってんです。それをちゃんと意思表示して何が悪いんですか。そういう意見でございまして。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、再度の御質問にお答えをいたします。

まず、すすく広場の関係でございますが、毎月アドバイザー会議を開きまして、その中からいただいた御意見を、できるだけ改善していくということで、今までもですね、エアコンの関係では若干の電気容量っていいですか、アンペアの変更とか、それから先ほど答弁で申し上げましたようにグリーンカーテンとか、いろいろ改善できるものはすぐ改善しております。また、今後、今予算編成の時期でございますので、今後としてはトップライトのブランドとかですね、それから御質問にあったようなお湯の関係については、既にもう対応はしておりますので、アドバイザーの意見を聴取しながら、できるところから改善をしていきたいという姿勢は変わってございません。

それと支援センター絡みの、いわゆる子育て広場、ひたち野でございますが、場所としましてはリフレが一番集まりやすいといえますか、駐車場もございまして、現在週1回で実施しておりますけれども、今後はもちろん週2回とかですね、あるいは今後26年から子ども・子育て支援法の関係でどういう補助メニューとかですね、広場の運営に対しても補助入ってまいりますので、その辺がどう変わっていくか、その辺見きわめながらできるだけ回数をふやしたりして対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 私のほうからは、就労継続支援事業とグループホームの運営につきまして、こちらにつきましては県と連携を図りながら利用者の方にきちんと就労がなされているか、そこら辺も含めて監査を通じて今後も見守ってまいります。

2点目の、地域活動支援センターの件につきましては、先日、家族会の役員の皆様と懇談させていただきまして、今後どのような形で実現できるか、一つ一つ検討しながら要望をかなえていきたいと思っております。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時21分休憩

午後2時40分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 本日最後の質問となりますが、皆さん、大変お疲れさまです。会

派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

ただいまの同僚議員に対しての市長の答弁ですが、市長だからどのような税金の使い方をしてもいいのだというようなことではありません。市民の血税を預かる立場として、その使い方がやはり我々議員に課せられている課題でもあります。また、私たちは、その税金の使い方を十分にチェックしながら効率性や適正などを提言し、それが議会と執行部の両輪と言われるゆえんであります。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

最初に、教育委員の選任について質問します。

現在、教育の現場ではさまざまな問題が山積しております。今は自殺など大きな事件は影を潜めているかに見えますが、依然として多いと言われ、いじめ問題、実際国立教育政策研究所が小中学生に2010年度から3年間行った追跡調査によれば、仲間外れ、無視、悪口は中学生の7割強、小学生の8割強が加害・被害ともに経験していると言われております。

まあ小学、中学生から大人になってからの訓練であるとも一方では考えられますが、そうした中でとし6月にいじめ防止対策推進法が施行されたものの、この法律は暴力や犯罪に直結するいじめの対応であり、本当は言葉の暴力が子供を追い詰めるきっかけになり得ると言われており、このような問題の解決策や、また調査に55億円がかかると言われます全国統一学力テストの是非、この問題についてはなぜ統一学力テストが必要なのか、統一学力テストによってどのような効果が得られるのかが論点であり、全国で唯一参加しなかった愛知県犬山市で教育長を務めた瀬見井 久さんが言われるように学校の序列化を招くだけなのか、また小泉政権がもたらした経済格差が公教育にまで影を落としている現状など、教育現場は多くの問題を抱えております。

これらの問題を、どのような処方箋が適切であるのか、解決と決断を随時求められるのが教育委員の立場であり、方向性を一歩間違えば子供の育ちと人生に影響がないとは言いきれません。それだけ大切な教育委員会に特定の政党の議員OBが3人目の教育委員のポストに選任されるという極めて近隣自治体でもまれと思われる指定席人事が、9月議会に10対11という票差で可決したのです。加えて、牛久市の約6万7,000人の有権者の中にはさまざまな宗教に入っている場合もあり、私の知るところでは立正佼成会や生長の家、天理教やキリスト教、今渦中の人でもありますが、猪瀬知事がいつもけんかをしているといい、ひんしゅくを買ったイスラム教もあれば幸福の科学など、数え上げたら切りがありませんが、宗教は極めて個人の自由であると考えますが、今なお世界中で宗教戦争が起きていることを考慮し、公立学校の義務教育の教育の性質からいえば、特定の宗教団体に入信と言われるような場合は極力避け、中

立性を保つ必要があると考えます。ですから、教育基本法には政治的公正性、中立性とともにも宗教に対しても同様に規定されているわけです。ですから、宗教間の対立へも考慮しつつ、同様に政治的公正性と中立性も保つべきと考えます。

蛇足ですが、一人一人顔や体つきが違うようにさまざまな考えがあります。道徳の考え方や原子力、そして憲法の考え方、歴史観など多様な考えが伴う分野もたくさん存在しております。そうした中で特に教科書選定の際、そして教育実践の打ち出し方が偏ったものとならないためにも教育委員5人の合議制とはいうものの教育委員会の政治的公正性と中立性、そして宗教の中立性から今回のこの問題に対してどのように考えられるのか、お尋ねします。

また、教育委員の選考の基準ですが、人事案件にはいつも使われる言葉として「識見、人格ともにすぐれ云々」とありますが、もちろんそのことは人選にとって大切な要素だとは思いますが。しかしながら、牛久市の教育委員会が出している点検評価報告書を読みますと、その内容は高度で、目的に即した取り組み状況など、教育に関する知識や経験等の積み重ねがなければさらなる改善や現場指導が難しいのではないかと感じております。

例えばいじめの問題を考える場合、解決策の論議の中で、いじめは絶対に許さないなどの精神論を強調してみても、あるいは指導の強化をしてみても現在のようにいじめの抜本解決には至っていないように、教育現場を熟知していてもなかなか難しいのですから、この難しい問題を適切な解決をするためには、やはり経験と知識が伴う必要があると考えます。

そのような中で、牛久市の教育委員の選考とされる基準はどのような点を重要視するのでしょうか。お尋ねします。

そして、教育委員選任を含め、教育に対する市長の役割を、どのように位置づけて考えているのでしょうか。一般論では、首長は学校の教育方針を明確に打ち出し、しっかりと予算の確保だけをしてくれ、細かいことをごちゃごちゃ言わず教育は現場に任せ、教育委員も教育に精通した人材を送り込んでくれる、それが首長の役割だと言われてもいますが、牛久市の首長の役割についての考えについてお尋ねします。

そして、やはりぜひ聞いておかなければと思うのが池邊市長の教育観です。池邊市長は、市長に就任以来、この間、教育環境の充実に尽力され、学校の耐震や公立学校では珍しいクーラー等の導入を初めさまざまな教育環境の整備をしてきていることは自他ともに認めているところです。が、ソフト面での本来の教育の目的である知識はもちろんのこと、自己や他者への理解、規範意識、みずから正しく判断する能力、人間らしい優しさや人間としての誇りなど、どのように考えられるのか、ぜひこの際聞いてみたいと思うところであります。

大津市が、いじめによる自殺、また8月に起きた「はだしのゲン」の閲覧制限など、この間教育行政のあり方などいろいろ審議されてきましたが、先月27日に中央教育審議会分科会で

教育行政の最終的な権限を自治体の首長に移るとの答申案も示されたことでもあり、池邊市長の教育観をお聞かせください。

2番目として、次に、市民からの要望に対してどのようなときに優先的に執行するのか、そしてその順番と税金の使い方のバランスの考え方について質問します。

市民が幾ら声を大にして言ってもなかなか安全性や利便性の基盤が確保できなく、執行者である徴税人の倫理と理念がどこにあるのか疑問が生じると市民から寄せられております。

まず防災無線ですが、東日本大震災以来、防災無線の代替となるものをいろいろ打ち出されたのですが、これらの政策から漏れている市民も多く、内容が聞き取れさえすればどこにいても何をしても伝達のツールとしては、やはりすぐれている防災無線に市民は期待し、現在聞き取りづらい地域、田宮番外の一部の方と第2つつじが丘地区の方々が防災無線の改善と改修の要望を寄せております。そして、鈴木薬局の隣接地の市の市有地でありますこの土地にトイレをつくってくれとの要望があります。現在ここはグリーンロードの一環としてベンチ等の配置とパーゴラの建設中のようなのですが、ここにトイレをつくってほしいと言われる理由は、まず西側周辺にあるトイレは時間が来ないと利用できないこと、そしてコンビニ等がたくさんつくられてはおりますが、コンビニ等については商品を買わないでトイレだけ使用することができないし、また買ったものを持ちながらの散歩は大変であるとのこと、そしてまた夏場の散歩の時間は朝の5時ぐらいにするという方が多く、また高齢になると頻尿にもなるので気兼ねの要らない公衆トイレが必要でとの幾つかの理由からトイレが市の公有地に欲しいということです。

多くの市民が健康保持や健康増進のため散歩をされておりますが、生理現象を我慢をさせ、病気にはさせてほしくないと思うところであります。この辺につきましても、どのように考えられるのかお尋ねします。

最後に、薬師寺裏側地域と田宮番外地、この地域の道路の拡幅について質問します。

過日、26号台風では道路と畑が広範囲にわたり冠水し、道路の一部は30センチ近く水があふれた状況になっておりましたが、市の職員が6時間以上もかけ、排水をしてくれました。この道路は二小の児童の通学路になっているので、おかげさまで翌日支障なく登校することができたということをお礼方々報告しておきたいと思っております。このように市の職員に苦勞をかけたためにも、また次々家が建ち、拡幅が困難とならないうちに早急な対応をしてほしいと願うところです。

同様に田宮番外地も狭い道路のため、火災時に消防車が入ってこれるんだろうかと異口同音心配しております。今後、これらの狭隘道路の計画についてお尋ねしたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 黒木議員の、私の教育観についてお答えいたします。

人づくりは国づくりと言われるように、牛久の将来を担う子供たちは宝であり、子育て・教育は市の最重要政策と考え、力を注いでおります。

今の子供たちの現状を見ますと、少子超高齢化社会、核家族化、地域での人間関係の希薄化、経済格差による教育機会の不平等観など子供たちを取り巻く環境が大きく変化しております。さらに、親や友人との人間関係をうまく築けない子供や集団になじめない子供、我慢できない子供、善悪を判断する力の弱い子供など、不登校やいじめ、問題行動につながるなどの課題も起きております。

このような状況の中で変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、子供たちが健やかな体と豊かな心を持ち、将来に向かって夢を志を掲げ、互いの資質を高め合えるような関係の中で確かな学力や人間や社会にかかわる力を身につけ、社会のために貢献できる自立した人間を育てることが大切であると考えます。

そのためにも施設設備面の教育環境の充実や先生方の質の向上に努めております。さらに、学校と地域との連携・協力関係を進め、地域とともにある学校づくりを充実させていくことで子供たちの学びをより豊かなものにしていくことが、子供たち一人一人に地域の一員としての意識を芽生えさせ、生きる力が育つとともに地域全体にも活力を与えていくものと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁します。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育委員の政治的公平性と中立性についてお答えいたします。

石原議員の質問にもお答えしましたとおり、教育の政治的中立性については、教育基本法に定められており、特定の党派の利害に左右されないようになっております。教育委員につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により同一政党に所属する委員が過半数を超えないよう、任命を行うこととされており、教育委員の政治的公平性、中立性については確保されていると考えております。

次に、教育委員の選考の基準については、幅広い視野を持ち、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する方の中から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされており、同時に委員の年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないよう配慮することも求められております。

また、教育における市長の役割は教育委員の任命や予算編成などを通して間接的に責任を負

っています。これは自治体の財政を統一的に処理することにより効果的で均衡のとれた自治体運営を実現する必要があるからであり、財政支出を伴う事業については、教育委員会の要望を聞きながら合意を得つつ実施しております。

このように首長と教育委員会の関係は地方自治体の中で独立・完結して教育事務を担っているのではなく、政治的中立を確保しつつ、互いに役割を分担しながら必要な事務を行っております。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私からは、2番目の防災無線の聞き取れない地区の対策に関する御質問にお答えいたします。

防災行政無線については、市内各所に拡声子局と呼ばれている屋外スピーカーが全部で113基設置されております。これらの拡声子局に関して、近年、宅地開発等により設置当初からの地形の変化があったことや天候の影響で聞こえにくいとの声が上がっている状況にあります。こうした防災無線放送の不明瞭さを補うため、市では幾つかの対策をとっております。

まず、災害情報をつばメールにより配信しております。この情報のメール登録者は現在9,325人となっております。

次に、平成24年12月21日から防災無線の放送内容を電話で聞くことができるNTTのテレホンサービスフリーダイヤルで実施しております。また、NTTドコモ、au、ソフトバンクといった携帯電話会社各社の携帯電話に災害情報等を配信するエリアメールも活用しております。

さらに、防災無線を屋内で聞くことにより災害情報を、迅速かつ広く市民に発信することを目的として防災ラジオを導入いたしました。公共施設、各避難所や行政区の役員に対しまして本年4月よりラジオの貸し出しを実施し、現在1,850台を配布しております。この防災ラジオは希望者に7,000円で販売もしております。

また、ほかの災害情報の提供手段として株式会社茨城放送と災害時緊急放送の協定を、土浦ケーブルテレビ株式会社と災害情報放送の協定を、それぞれ締結しております。

固定式の防災行政無線では、音声がか聞こえにくい地点や音が重なって聞こえる地点が発生することは避けられません。このため、今後ともこれらの改善に関して調査・研究・対策を行ってまいります。

加えまして、災害時におきましては自分の身は自分で守る「自助」の考え方をさせていただき、災害に関する情報につきまして、先ほど御説明いたしました各種の情報伝達媒体を、御自分に合った方法で活用されるよう努めていただきたいと思いますと考えております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、黒木議員の2つの質問にお答えいたします。

まず、鈴木薬局側の市有地にトイレの設置の御質問についてお答えいたします。

この御質問の場所につきましては、歩行者や自転車の通行量が多く、もともとの歩道が狭かったため滞留する場所がなくてですね、車道へはみ出て信号待ちをするなど、以前は大変危険な場所でした。現在、それらを解消すべく歩行者や自転車の滞留場所を広げるとともにグリーンロード構想における歩行者の休息場所としてのたまり場、いわゆるポケットパークの一つの試みとして死角がないようにブロックを千鳥に配置しまして防犯上の配慮をしたベンチやですね、パーゴラ等がある芝生のスペースとして整備をしております。

パーゴラと申しますのは藤棚のようなものでございますが、結論を申し上げますと、今回整備中のたまり場としてのポケットパークへのですね、トイレの設置につきましては、防犯上の問題があるということ、あとエスカード等の公共施設のトイレが近くにある等々の理由によりまして、市といたしましては、トイレの設置について、今のところ考えておりません。御理解いただきたいと思ます。

引き続きまして、次の質問でございますが、薬師寺裏側、田宮番外地域の狹隘道路の拡幅についての御質問にお答えいたします。

本来道路が持っている役割を十分に発揮させるための整備、いわゆる道路整備を行うに当たりましては、単に道路の拡幅や路面舗装を実施するだけではなくて、新たに整備された道路自体の路面排水はもとより、ネットワークを構築しております下流側の道路網や地域にとっても道路の冠水や浸水等の悪影響が出ないように十分に道路に配慮しながら、設計に配慮しながら設置するということになっております。雨水排水施設の機能というものが十分に確保されるということが必要条件の一つとなっております。

道路自体がネットワークを構成しておりますので、さまざまな規格の道路に設置されております雨水排水施設、側溝や雨水の管渠等でございますが、おのずと網目のようにつながることになります。

雨水排水の処理につきましては、自然流下方式と申しまして水が高いところから低いところに流れるという原理を利用して、ポンプ等で強制的に排水をコントロールするという方式は一切採用しておりません。地域に存在する地形の凹凸や排水施設を設置する公的な空間でありまず道路網のつながり方をもとにいたしまして、一定の排水エリアを設定して、原則的にその最も下流側にその排水エリアのための流末として調整池というものを設けてございます。

このような発想に基づいて計画された排水系統がつながっていくことによりまして、地域全体としての排水系統が完結するわけでございます。各排水エリアから最終的な流末であります

河川等に放流される雨水排水は、その河川にも負荷をかけないように流量を調整されまして排水されることになっております。

お尋ねの薬師寺裏側地域と田宮番外地域につきましては、上町排水エリアというエリアに属しておりまして、雨水は市道23号線を介して排水されて、南西側に計画しておりますエリア内の下流側に位置する上町調整池が流末となっております。

薬師寺裏側の西側地域、黒木議員の御自宅の付近につきましても、上町排水エリアに属しておりますが、エリア内の上流側に位置する現在整備中でございます田宮西近隣公園を含めた調整池が流末となっております。調整池から、それにつながる開水路、それにつながる道路側溝というように低いところから高いほうへ順に整備を行うという計画でございます、それに伴いまして道路の整備も実施していくということになります。

今後につきましては、引き続き田宮西近隣公園の調整池及び開水路、及び当該排水エリアを含めます西側地域における南北の貴重な軸でございます市道23号線の整備を最優先として進めるとともに周辺地域の狭隘道路等の整備につきましても、その必要性、安全性等を考慮の上、下流側から上流側に向かって順次、整備を計画的に実施してまいりたいと思っておりますので、御理解ください。以上でございます。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは市長から元気な声で答弁をいただきまして、いつも答弁をしていただかないで差別待遇だなというもひがんでいたところですが、冒頭一番答弁をいただきました。

この教育委員の問題ですけれども、やはり教育委員、先ほども申し上げましたように5人の教育委員の合議制で行われるであろうということは承知しておりますけれども、やはりその5人の中で意見を言われる、そうした中でやはりその考えが全体的に薄められるというような内容の今部長からの答弁でございますが、考え方というのはやはりその人の人格であり、そしてまたその主義主張というものが出てくるのが考え方であります。いかに合議制で議論されるといいまでも、その人の言葉を封じるわけにはいきませんので、どうしてもある一定の内容が教育に対する指針や指導のほうに入っていくのではないかというような危惧がされるわけです。絶対にそのようなことはないと言い切れないと考えているところです。それで、教育基本法に政治的、または宗教的な中立性を規定としてしっかりとうたっているのが現状だと考えておりますが、結果としてこの問題について、どのように5人の合議制の中でその色が出ないように薄めた議論になっていくのか。本当に教育に対する中立性が保たれるのかということ、ちょっと不安になるんですが、その不安の払拭としてどのような考えがあるのかお伺いできれば

と思います。

それと選考の基準でありますけれども、先ほど申しましたように、やはり教育、大変ですよ。もういろいろ。そういう中で教育の経験や知識やそういうものがない中で、やはりいろいろな面からより以上の改善やそういうものをしていかなければならないと思うんです。教育長が新しく選任されたときにも市民の方たちから、1人しかいない子供を大事に育てたいんだよというような、それでどういうふうな牛久市の教育方針であるかどうか、教育長の考え方が多分に多く含まれるであろうから、ぜひ聞いてくれというような意見も寄せられておりましたので、経験がなくても知識がなくてもちゃんとこれから、先ほど市長がまさに人づくり、国づくり、もう大変なんですよ。知識だけでは決してこれからの発想的なイノベーションができないというような大変なこれからの子供たちは次代を担っていくことになりますので、その辺についても、やはりぜひ知識・経験がなくても大丈夫なのかどうかということを再度伺いたいと思います。

まさに池邊市長の教育観はそうだと思いますが、時として市長の考え方が皆さんの、市の職員を罵倒している姿を見ると、それぞれ人間は誇りやプライドで生きてる中で、何で市長は偉いのかいとかね、そういう思いが時々思うときがありますので、やはり先ほどいじめの問題で申し上げましたけれども、言葉が一番人間には言葉を通してその人の感情や考え方を捉えるわけですから、言葉のありようというものをもうちょっと適切に考えていただければいいのかなというふうに考えております。これは市長、答弁は要りません。

それと防災無線ですが、防災無線につきましては、本当にいろいろ代替案を示されて、今なお実施されておりますけれども、防災無線があつて、なぜそういうものを、無駄なお金を使ったのか。防災無線が機能するようにしっかりと修繕したり研究・調査を重ねたのかという声がありますので、先ほども答弁にありましたように、これは継続しながらしっかりと防災無線の改善、そしてその辺の検証をしていただければと思っております。

鈴木薬局側へのトイレですけれども、先ほど市のエスカードの中にありますと言いましたけれども、今コクミンっていう化粧品の雑貨なんか売ってる奥のほうにあるんですが、あそこは7時にならないと開かないんです。あとは八百屋さんのところからも入れるんですが、そこも8時にならないと開かないんです。そのような時間が来ないと開かないようなところでは生理現象に対してそこで待っているというわけにもいきませんし、皆さん散歩される方は若い人もおりますけれども、見ておりますと皆さん高齢の方たちがいるわけですから、もよおしを感じているというか、排出したくなったときに何キロとか何メートルというのを……。

○議長（山越 守君） 黒木議員に申し上げます。再質問ですので、第1回目の答弁に基づいた質問ですので、簡潔明瞭をお願いいたします。

○13番（黒木のぶ子君） はい。それで薬局にぜひつくってほしいという再度の考え方があるのか検証していただいて、それでぜひつくっていただければと思います。

狭隘道路に対しましては、田宮西親水公園が完成次第、つくっていただけるものと今の答弁からうれしく感じているところですが、一応その辺についても、もしうちの周辺の狭隘道路につきましては、工程表というか大体の年度でもいいですが、わかればぜひお示してください。

以上で、再度の質問は終わります。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育委員についての再度の質問でございますが、教育委員は人物本位で選任しておりまして、これまでの過去から現在までの教育委員会の会議の中で特定の政党の方がそれを、主張を述べられたりしたことはございませんでした。みんな公平・中立な立場で教育について議論しております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、防災無線のさらなる改善ということだと思えますが、こちらにつきましては、固定式の防災無線では先ほど答弁したとおり、やはり限界がございます。そういう中でいろいろな方法を活用した中で今実施してるわけです。今後におきましても、調査・研究・対策のほうを再度練っていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 黒木議員の再度の御質問にお答えします。

まず、鈴木薬局脇のトイレの件でございますが、先ほどお答えしたとおりでございます。

あと、狭隘道路の件でございますが、まずは西近隣公園の調整池の整備を優先させるということが大事でございまして、そちらに力を入れていきたいと思えます。

また、23号線、城中・田宮線の開通、これも流末になりますので、こちらに力を入れていきたいと思えますので、あとその周辺の整備についてですね、年度がわかればということなんですが、用地の取得等々の問題がございますので、今申し上げた2つの事業、大きな事業、流末となる大きな事業が、まずは優先されるということで御理解願いたいと思えます。

○議長（山越 守君） 本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時22分延会